

静 岡 市 報

No.35

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月 1 日

目 次

規 則

静岡市身体障害者福祉法施行細則の一部改正1

静岡市漁港管理規則の一部改正2

静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正2

教育委員会規則

静岡市教育委員会公印規則の一部改正4

市 告 示

建築基準法第22条の規定による区域指定を定めた告示の一部改正4

選挙管理委員会告示

静岡市公職選挙法による選挙運動に関する規程の全部改正5

葵区選挙管理委員会告示

公職選挙法の規定による在外選挙人名簿からの抹消11

公職選挙法の規定による選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧12

公職選挙法の規定による在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧12

駿河区選挙管理委員会告示

公職選挙法の規定による在外選挙人名簿からの抹消12

公職選挙法の規定による在外選挙人名簿からの抹消13

公職選挙法の規定による選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧13

公職選挙法の規定による在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧13

清水区選挙管理委員会告示

公職選挙法の規定による在外選挙人名簿からの抹消14

公職選挙法の規定による選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧14

公職選挙法の規定による在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧14

規 則

静岡市規則第 1 号

静岡市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成18年 1 月16日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市身体障害者福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第122号)の一部を次のように改正する。

様式第12号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市身体障害者福祉法施行細則に定める様式に基づき作成された用紙については、当分の間、調製して使用することができる。

静岡市規則第 2 号

静岡市漁港管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成18年 1 月19日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市漁港管理規則の一部を改正する規則

静岡市漁港管理規則(平成15年静岡市規則第201号)の一部を次のように改正する。

第12条号第2号中「第4条各号」を「第6条各号」に改め、同条第4号中「(四類感染症)」を削る。

第21条第5号中「(様式第26年農林水産省令第47号)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第 3 号

静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成18年 1 月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成15年静岡市規則第244号）の一部を次のように改正する。

第29条を第31条とし、第28条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定の申請書類）

第29条 条例第33条の規定による申請は、静岡市特定賃貸住宅指定管理者指定申請書（様式27号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （1）静岡市特定賃貸住宅事業計画書（様式第28号）
- （2）静岡市特定賃貸住宅事業計画に関する収支予算書（様式第29号）
- （3）定款、寄付行為又はこれに準ずるものの謄本
- （4）役員名簿
- （5）経営（事業）状況に関する書類
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（協定の締結）

第30条 市長は、静岡市特定公共賃貸住宅の指定管理者を指定したときは、指定管理者と静岡市特定公共賃貸住宅の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）事業計画に関する事項
- （2）市が支払う管理費用に関する事項
- （3）管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- （4）事業報告に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

様式第26号の次に次の3様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第 1 号

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成18年 1月25日

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会公印規則（平成15年静岡市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 専用公印の表中「卒業証書用」を「卒業証書、修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用」に改める。

別表第 3 中「辞令書」を「辞令書用」に改め、同表に次のように加える。

印刷専用学校（幼稚園）長印	卒業証書及び修了証書用
---------------	-------------

別表第 4 中「臨時職員任用通知書」を「臨時職員任用通知書用」に、「視聴覚センター利用許可書」を「視聴覚センター利用許可書用」に、「学校施設利用許可書」を「学校施設利用許可書用」に、「公民館利用許可書」を「公民館利用許可書用」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 2月 1日から施行する。

市 告 示

静岡市告示第65号

建築基準法第22条の規定による区域指定を定めた告示（平成15年静岡市告示第22号）の一部を次のように改正する。

平成18年 2月10日

静岡市長 小 嶋 善 吉

本則中「静岡広域都市計画区域」を「静岡都市計画区域」に改める。

附 則

この告示は、平成18年2月10日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第4号

静岡市公職選挙法による選挙運動に関する規程を次のように定める。

平成18年2月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田勝也

静岡市公職選挙法による選挙運動に関する規程

静岡市公職選挙法による選挙運動に関する規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第5号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 選挙事務所の届出、自動車、船舶及び拡声機の表示（第3条 - 第7条）

第3章 通常葉書の頒布（第8条）

第4章 新聞広告の掲載（第9条）

第5章 個人演説会（第10条 - 第14条）

第6章 標旗及び腕章（第15条 - 第17条）

第7章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附（第18条 - 第21条）

第8章 政党その他の政治団体の政治活動（第22条 - 第38条）

第9章 雑則（第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）に基づき、静岡市選挙管理委員会（以下「市選挙管理委員会」という。）並びに葵区選挙管理委員会、駿河区選挙管理委員会及び清水区選挙管理委員会（以下これらを「区選挙管理委員会」という。）の権限に属する選挙の執行等に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この告示は、市議会議員及び市長の選挙について適用する。

第 2 章 選挙事務所の届出、自動車、船舶及び拡声機の表示

(選挙事務所の届出)

第 3 条 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「令」という。)第108条の規定による選挙事務所の設置及び異動の届出は、様式第 1 号によらなければならない。

2 区選挙管理委員会は、前項の届出を受理したときは、直ちにその旨を市選挙管理委員会に通知しなければならない。

(自動車、船舶及び拡声機の表示)

第 4 条 法第141条第 5 項の規定による表示は、市選挙管理委員会が交付する様式第 2 号の表示板を用いなければならない。

2 前項の表示板は、立候補の届出を受けた後、直ちに交付する。

(表示板の掲示箇所)

第 5 条 表示板は、自動車にあつては車体の前面、拡声機にあつては送話口の下部、船舶にあつては操舵室の前面等外部から見やすい箇所にその使用中常時掲示しておかなければならない。

(表示板の再交付)

第 6 条 表示板を紛失し、又は破損したため、その再交付を受けようとする者は、市選挙管理委員会に対して理由書を添えて文書で申請しなければならない。ただし、紛失による場合は、警察署の証明書を添えなければならない。

2 表示板の破損により前項の申請をする場合においては、その申請の際、破損した表示板を市選挙管理委員会に返還しなければならない。

(表示板の返還)

第 7 条 表示板は、候補者が死亡し、又は候補者でなくなったとき(候補者の届出が却下されたとき、候補者の届出が取り下げられたとき、候補者が候補者たることを辞したとき、候補者の届出が取り下げられたものとみなされたとき、又は候補者が候補者たることを辞したものとみなされたときをいう。以下同じ。)若しくは選挙が終了したときは、速やかに市選挙管理委員会へ返還しなければならない。

第 3 章 通常葉書の頒布

(選挙運動用通常葉書使用証明書等の交付)

第 8 条 選挙長は、立候補の届出があったときは、直ちに当該候補者が法第142条の規定に

より通常葉書に選挙用である旨の表示を受けるために必要な選挙運動用通常葉書使用証明書（様式第 3 号）及び当該葉書を差し出す際に必要な選挙運動用通常葉書差出票（様式第 4 号）を交付しなければならない。

第 4 章 新聞広告の掲載

（新聞広告掲載証明書の交付）

第 9 条 選挙長は、立候補の届出があったときは、直ちに当該候補者が法第 149 条第 4 項の規定により新聞広告の掲載を受けるために必要な新聞広告掲載証明書（様式第 5 号）を交付しなければならない。

第 5 章 個人演説会

（個人演説会の開催不能の通知）

第 10 条 令第 114 条第 1 項の規定により候補者に対して行う通知は、様式第 6 号による。

（個人演説会の施設管理者に対する通知）

第 11 条 令第 115 条の規定により個人演説会の施設の管理者に対して行う通知は、様式第 7 号による。

（個人演説会の開催の可否に関する管理者の通知）

第 12 条 令第 117 条の規定による個人演説会の開催の可否に関する通知は、様式第 8 号による。

（個人演説会の中止の申出）

第 13 条 法第 163 条の規定により個人演説会の申出をした候補者が、自己の都合によって演説会を中止しようとする場合は、直ちに個人演説会中止申出書（様式第 9 号）を区選挙管理委員会に提出しなければならない。

（公営費の請求）

第 14 条 個人演説会の施設の所有者は、個人演説会において施設の公営を行ったときは、選挙終了後速やかに様式第 10 号により費用の請求書を市長に提出しなければならない。

第 6 章 標旗及び腕章

（標旗の様式）

第 15 条 法第 164 条の 5 第 2 項の規定による標旗は、様式第 11 号による。

（腕章の様式）

第 16 条 法第 141 条の 2 第 2 項の規定による腕章は、様式第 12 号による。

2 法第 164 条の 7 第 2 項の規定による腕章は、様式第 13 号による。

（標旗及び腕章の交付）

第17条 第4条第2項、第6条及び第7条の規定は、前2条の標旗及び腕章について準用する。

第7章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

(出納責任者の選任等の届出様式)

第18条 出納責任者の選任等の届出の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 法第180条第3項及び第4項の規定による届出 出納責任者選任届 (様式第14号)
 - (2) 法第182条第1項及び第2項の規定による届出 出納責任者異動届 (様式第15号)
 - (3) 法第183条第3項の規定による届出 出納責任者職務代行開始届 (様式第16号)
 - (4) 法第183条第4項後段の規定による届出 出納責任者職務代行終了届 (様式第17号)
- (報告書の閲覧請求)

第19条 法第189条第1項の規定による報告書は、法第192条第3項の期間内においては何人も閲覧を請求することができる。

(報告書の閲覧)

第20条 法第192条第4項の規定により、報告書を閲覧しようとする者は、市選挙管理委員会に請求し、閲覧簿に所要の記載をしなければならない。

- 2 報告書の閲覧は、市選挙管理委員会の指定する場所において、執務時間内にしなければならない。
- 3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことはできない。
- 4 報告書は、丁重に扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(寄附金控除のための書類の確認印)

第21条 所得税法施行規則 (昭和40年大蔵省令第11号) 第47条の2第3項第3号の書類に押すべき市選挙管理委員会の印は、様式第18号による。

第8章 政党その他の政治団体の政治活動

(政治活動用ビラの届出)

第22条 法第201条の8第1項第6号又は法第201号の9第1項第6号の規定による届出は、様式第19号によらなければならない。

- 2 前項の届出をする場合には、当該届出に係る政治活動用ビラ2枚 (異なる種類のビラがある場合は、それぞれ2枚) を添えなければならない。

(確認書の様式)

第23条 法第201条の8第2項又は法第201条の9第3項の規定により市選挙管理委員会が交付する確認書は、様式第20号による。

(政談演説会開催の届出)

第24条 法第201条の11第2項の規定による届出は、様式第21号によらなければならない。

(政談演説会用立札看板の類の表示)

第25条 法第201条の11第8項の規定によって政談演説会の告知のために使用する立札及び看板の類にする表示は、様式第22号による。

2 前項の表示は、法第201条の11第2項の政談演説会開催の届出を受けた後直ちに交付する。

(自動車の表示板の様式及び交付)

第26条 法第201条の11第3項の規定による表示は、市選挙管理委員会の交付する様式第23号による表示板を用いなければならない。

2 前項の表示板は、第23条の規定による確認書を交付する際併せて交付する。

(表示板の掲示箇所)

第27条 表示板は、車体の前面その他外部から見やすい箇所にその使用中常時掲示しておかななければならない。

(表示板の再交付及び返還)

第28条 第6条及び第7条の規定は、前条に規定する表示板について準用する。

(検印票の交付)

第29条 法第201条の11第4項の規定によるポスターを掲示しようとする場合において、政党その他の政治団体は、市選挙管理委員会から政治活動用ポスター検印票(様式第24号。以下「検印票」という。)の交付を受けなければならない。

2 第26条の規定は、前項の検印票の交付について準用する。

(検印票の提出)

第30条 法第201条の11第4項の規定により市選挙管理委員会の検印を受けようとする政党その他の政治団体は、前条の検印票を提出しなければならない。この場合においては、検印票に当該政党その他の政治団体の名称及び検印に関する責任者の氏名を記入し、かつ、当該責任者の印を押すとともに、これに検印をすべきポスターの見本2枚(記載内容又は体裁が異なる等種類が異なるポスターがある場合においては各2枚)を添えて市選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 検印を受ける者は、検印を受けるポスターが法定数に達したときは、検印票を市選挙

管理委員会に返納しなければならない。

- 3 検印したポスターが法定数に達しないときは、市選挙管理委員会は、検印票に検印月日及び検印したポスターの枚数を記入し、かつ、その印を押して提出者に返付するものとする。

(検印の様式)

第31条 法第201条の11第4項の規定によって市選挙管理委員会が行う検印は、様式第25号による。

(検印票の再交付及び返還)

第32条 第6条及び第7条の規定は、第29条の検印票について準用する。

(証紙交付票の交付)

第33条 法第201条の11第4項の規定によるポスターを掲示しようとする場合において、政党その他の政治団体は市選挙管理委員会から政治活動用ポスター証紙交付票（様式第26号。以下「証紙交付票」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 第26条の規定は、前項の証紙交付票の交付について準用する。

(証紙交付票の提出)

第34条 法第201条の11第4項の規定により市選挙管理委員会から証紙の交付を受けようとする政党その他の政治団体は、前条の証紙交付票を市選挙管理委員会に提出しなければならない。この場合においては、証紙交付票に当該政党その他の政治団体の名称及び証紙受領責任者の氏名を記入し、かつ、当該責任者の印を押すとともに、これに証紙を貼るべきポスターの見本2枚（記載内容又は体裁が異なる等種類の異なるポスターがある場合においては各2枚）を添えて市選挙管理委員会に提出しなければならない。

- 2 証紙の交付を受ける者は、交付を受ける証紙が法定数に達したときは、証紙交付票を市選挙管理委員会に返納しなければならない。

- 3 交付を受けた証紙が法定数に達しないときは、市選挙管理委員会は、証紙交付票に交付月日及び交付した証紙の枚数を記入し、かつ、その印を押して提出者に返付するものとする。

(証紙の様式)

第35条 法第201条の11第4項の規定により市選挙管理委員会が交付する証紙は、様式第27号による。

(証紙交付票の再交付及び返還)

第36条 第6条及び第7条の規定は、第33条の証紙交付票について準用する。

(検印又は証紙のいずれかによるかの決定)

第37条 法第201条の11第4項の規定により行う検印又は証紙の交付は、当該選挙について、そのいずれかによるかを市選挙管理委員会が決定し、告示する。

(機関紙 (誌) の届出様式)

第38条 法第201条の15第1項の規定による届出は、様式第28号による。

2 前項の届出をする場合には、当該政党その他の政治団体が発行する機関紙 (誌) 2部を添えなければならない。

第9章 雑則

(再立候補の場合の表示板、標旗及び腕章の交付)

第39条 法第271条の4に掲げる者に対しては、第4条に規定する表示板、第15条に規定する標旗及び第16条に規定する腕章は新たに交付しない。ただし、返還後再立候補したときは、返還した数に相当するものを交付する。

附 則

この告示は、平成18年2月3日から施行する。

【様式は掲載省略】

葵区選挙管理委員会告示

静岡市葵区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第30条の11第2号 (4箇月経過抹消) の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成18年2月6日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

男 1人 女 2人 計 3人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市葵区選挙管理委員会告示第 2 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、葵区役所において、平成18年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成18年3月3日から平成18年3月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成18年2月6日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡邊良平

静岡市葵区選挙管理委員会告示第 3 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7の規定により、葵区役所において、平成18年3月3日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を平成18年3月3日から平成18年3月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成18年2月6日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡邊良平

駿河区選挙管理委員会告示

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第 1 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成18年1月10日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紬

男 3人 女 1人 計 4人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第 2 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号（4箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成18年2月6日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

男 4人 女 0人 計 4人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第 3 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、駿河区役所において、平成18年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成18年3月3日から平成18年3月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成18年2月6日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第 4 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7の規定により、駿河区役所において、平成18年3月3日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を平成18年3月3日から平成18年3月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成18年2月6日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

清水区選挙管理委員会告示

静岡市清水区選挙管理委員会告示第 2 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第 2 号（4 箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消する。

平成18年 2 月 6 日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

男 1 人 女 0 人 計 1 人

【「次の者」は掲載省略】

静岡市清水区選挙管理委員会告示第 3 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、清水区役所において、平成18年 3 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成18年 3 月 3 日から平成18年 3 月 7 日まで 5 日間、毎日午前 8 時30分から午後 5 時まで縦覧する。

平成18年 2 月 6 日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

静岡市清水区選挙管理委員会告示第 4 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の 7 の規定により、清水区役所において、平成18年 3 月 3 日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を平成18年 3 月 3 日から平成18年 3 月 7 日まで 5 日間、毎日午前 8 時30分から午後 5 時まで縦覧する。

平成18年 2 月 6 日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起